

定 款

一般社団法人みらまち緑が丘・青山推進機構

一般社団法人みらまち緑が丘・青山推進機構定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人みらまち緑が丘・青山推進機構 と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を兵庫県三木市に置く。

2 当法人は、理事会の決議を経て、必要な地に従たる事務所を置くことができる。
これを変更又は廃止する場合も同様とする。

(目的)

第3条 当法人は、多世代の住民が快適に永続的に循環しながら住み続けられるまちづくりを支援するため、事業者、各種団体、大学・研究機関及び行政機関などが連携・協力して市民と取り組む各種実証事業（共創のまちづくり）を推進し、多様で持続可能なライフスタイルを創出することにより移住・定住の促進を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 多世代交流・地域互助等による生活の利便性の向上に関する事業
- (2) 健康寿命の延伸、生きがいつくりに関する事業
- (3) 住民の移動手手段の確保に関する事業
- (4) モザイク型就労等新しいしごとスタイルの創出に関する事業
- (5) 子育て支援、福祉・介護の増進に関する事業
- (6) 地域コミュニティの振興に関する事業
- (7) 移住及び定住の促進に寄与する不動産の所有・管理・賃貸借・利用に関する事業

- (8) お試し居住及び旅行業等に関する事業
- (9) 空き家及び空き地の活用及び管理に関する事業
- (10) 郊外型住宅団地の再生に資するサービス創出に関する事業
- (11) 商店街の振興等地域の活性化に関する事業
- (12) 域学連携に関する事業
- (13) 情報発信に関する事業
- (14) 公共公益施設等の管理・運営に関する事業
- (15) 前各号に係る各種課題把握・解決に資する調査・実証実施に関する事業
- (16) 前各号の実施事業者の紹介・斡旋に関する事業
- (17) 前各号の事業に関連する事業及びその他この法人の目的を達成するために必要な事業

(事業年度)

第5条 当法人の事業年度は、毎年3月1日に始まり、翌年2月28日に終わる。

(設置機関)

第6条 当法人に理事会及び監事を設置する。

第2章 会 員

(種別)

第7条 当法人の会員は次の5種とし、このうち個人正会員及び法人正会員をもって「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。その後の改正を含む。）（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 個人正会員 当法人の目的に賛同し、社員としての役割を担い当法人の事業に参加することを目的として入会した個人
- (2) 法人正会員 当法人の目的に賛同し、社員としての役割を担い当法人の事業に参加することを目的として入会した団体
- (3) 賛助会員 当法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体
- (4) 公益会員 当法人の目的に賛同し、当法人の事業に参加することを目的として入会した公共団体又は教育団体

(5) 名 誉 会 員 当法人に功労のあった者又は学識経験者で社員総会において推薦された者

2 当法人は、会員の種類ごとに名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとし、正会員の名簿をもって「一般社団・財団法人法」上の社員名簿とする。

(入会)

第8条 当法人に入会しようとする者は、理事会において別に定める入会申込書を当法人に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(入会金及び会費)

第9条 個人正会員及び法人正会員（以下総称して「正会員」という。）は、当法人の活動に必要な経費に充てるため、理事会において別に定める会員規則に基づき入会金及び会費（以下「会費等」という。）を納入しなければならない。

2 賛助会員及び公益会員は、会員規則に基づき会費等を納入しなければならない。

3 当法人は、当法人の事業の実施において必要がある場合は、会員から会費等とは別に定める金額若しくは料率等に基づき、使用料、利用料、参加料等を徴収する場合がある。

4 名誉会員は、会費等を免除する。

5 既納の会費等は、その理由を問わずこれを返還しない。

(会員の資格喪失)

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会したとき。

(2) 死亡又は会員である団体が解散したとき。

(3) 1年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(5) 総社員の同意があったとき。

(退会)

第11条 会員は、会員規則に別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第12条 会員が次の各号の一に該当する場合には、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、社員総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨の通知をなし、社員総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 当法人の定款又は規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の正当な事由があるとき。

2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第13条 会員が第10条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する(会員としての)権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 社員総会

(構成)

第14条 社員総会は、正会員をもって構成する。

2 社員総会における正会員の議決権は、正会員1名につき1個とする。

(権限)

第15条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 会費等の金額

- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡
- (9) 基本財産の処分の承認
- (10) その他、総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

2 前項にかかわらず、社員総会においては、第17条第3項の書面に記載した目的及び審議事項以外の事項は、決議することができない。

(種類及び開催)

第16条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

- 2 定時社員総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。
- 3 臨時社員総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認めたとき。
 - (2) 議決権の10分の1以上を有する正会員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が理事にあったとき。

(招集)

第17条 社員総会は、理事会の決定に基づき、代表理事たる理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第3項第2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内に臨時社員総会を招集しなければならない。
- 3 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに通知しなければならない。ただし法令で定めるところにより、社員の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができる。

(議長)

第18条 社員総会の議長は、出席理事の中から理事長が選任する。ただし、理事長に事故あるとき、又は欠けたときは、出席理事の中から副理事長が選任する。

(定足数)

第19条 社員総会は、総正会員の議決権の4分の1以上を有する正会員の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第 20 条 社員総会の決議は、一般社団・財団法人法第 49 条第 2 項に規定する事項及び定款に特に規定するものを除き、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

(電話会議、テレビ会議及びW e b 会議による決議)

第 21 条 正会員の一部並びに全員が、電話会議、テレビ会議及びW e b 会議により社員総会を開催し、決議を行うことができる。

2 前項の電話会議、テレビ会議及びW e b 会議により社員総会を開催する場合には、各正会員の音声即時に他の出席者に伝わり、出席者が一堂に会するのと同等に意見表明が互いにできるようにしなければならない。

(議決権の代理行使)

第 22 条 正会員は、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書面を当法人に提出又は法令に定めるところにより当法人の承諾を得て電磁的記録を提供しなければならない。

(社員総会の決議の省略)

第 23 条 理事又は正会員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 24 条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議事録の作成に係る職務を行った者が署名又は記名押印しなければならない。

第 4 章 役員等

(種類及び定数)

第 25 条 当法人に、次の役員を置く。

理事 3 名以上 10 名以内

監事 2 名以内

- 2 理事のうち、1名を理事長、1名を副理事長とする。また、その他に若干名の専務理事を置くことができる。
- 3 前項の理事長をもって、一般社団・財団法人法上の代表理事とし、副理事長及び専務理事をもって一般社団・財団法人法上の業務執行理事とする。

(選任等)

第26条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 理事長、副理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、当法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。
- 4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の利害関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 5 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 6 理事又は監事に異動があったときは、法令の定める期間内に登記をしなければならない。

(理事の職務・権限)

第27条 理事は、理事会を構成し、この定款の定めるところにより、当法人の業務の執行の決定に参画する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長の職務を補佐する。
- 4 専務理事は、理事会において別に定めるところにより、当法人の業務を分担執行する。

- 5 理事長、副理事長及び専務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
- 6 副理事長は、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事に諮り、理事長の職務を執行する。ただし、代表理事たる理事長の代表権に係る職務権限を除く。

(監事の職務・権限)

第28条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行状況を監査し、監査報告を作成すること。
- (2) 当法人の業務及び財産の状況を監査すること。
- (3) 社員総会及び理事会に出席し、意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときには、これを遅滞なく理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をする必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求の日から5日以内に、2週間以内の日を理事会とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事実があると認めるときには、その調査結果を社員総会に報告すること。
- (7) 理事が当法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によって当法人に著しい損害を生ずるおそれのあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (8) 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- (9) その他、監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(任期)

第 29 条 理事及び監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任は一度までとする。

2 補欠又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 補欠により選任された監事の任期は、前任者の残任期間とする。

4 一般社団・財団法人法の規定又は第 25 条で定めた役員の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第 30 条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の決議に基づいて行わなければならない。

(役員報酬等)

第 31 条 役員に対しては、その職務執行の対価として報酬を支給することができる。その報酬の額は、理事については、社員総会において定める理事報酬総額の範囲内で、理事会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額とし、監事については、社員総会において定める監事報酬総額の範囲内で、監事の協議により別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額とする。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(取引の制限)

第 32 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引

(3) 当法人が当該理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における

当法人と当該理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(責任の免除及び限定)

第 33 条 当法人は、役員的一般社団・財団法人法第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 当法人は、一般社団・財団法人法第 115 条第 1 項の規定により、理事（業務執行理事又は当該法人の使用人でないものに限る。）又は監事との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任の限定契約を締結することができる。ただし、その場合、法令の定める最低責任限度額を限度額とする。

(顧問)

第 34 条 当法人に若干名の顧問を置くことができる。

2 顧問は、当法人の事業推進に貢献し、その功績がとくに顕著である者を理事会において選任する。

3 顧問に対しては、理事会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

4 顧問には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(顧問の職務)

第 35 条 顧問は、理事長の諮問に応え、理事長に対し、意見を述べることができる。

第 5 章 理事会

(組織)

第 36 条 理事会は、すべての理事で組織する。

(権限)

第 37 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 前各号に定めるもののほか当法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 理事長、副理事長及び専務理事の選定及び解職
- (6) 理事の業務の分掌及び権限並びに当法人の組織に関する事項は、本定款に定めるところによるほか、理事会が別に定める職務分掌規則による。

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制の整備
- (6) 第 33 条第 1 項の責任の免除

(種類及び開催)

第 38 条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の 2 種類とする。

2 通常理事会は、毎事業年度 4 か月を超える間隔で 2 回以上開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって代表理事に請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 第 28 条第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 39 条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第 3 項第 4 号の規定により監事が招集する場合を除く。

2 理事長は、前条第 3 項第 2 号に該当する場合は、その請求のあった日から 2 週間以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所及び目的を記載した書面又は電磁的方法をもって、理事会開催日の 1 週間前までに通知しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第 40 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

2 前項にかかわらず、理事全員改選直後の理事会における議長は、出席した理事の互選によるものとする。

(定足数)

第 41 条 理事会は、理事の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第 42 条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(電話会議、テレビ会議及びW e b会議による決議)

第 43 条 理事の一部並びに全員が、電話会議、テレビ会議及びW e b会議により理事会を開催し、決議を行うことができる。

2 前項の電話会議、テレビ会議及びW e b会議により理事会を開催する場合には、各理事の音声は即時に他の出席者に伝わり、出席者が一堂に会するのと同等に意見表明が互いにできるようにしなければならない。

(決議の省略)

第 44 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第 45 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第 27 条第 5 項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第 46 条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、当該理事会に出席した理事長及び監事は、これに署名し、又は記名押印をしなければならない。ただし、法令の定めるところにより、出席した理事及び監事全員の署名又は記名押印を要する場合にはこの限りではない。

第 6 章 基金

(基金の拠出)

第 47 条 当法人は、社員又は第三者に対し、一般社団・財団法人法第 1 3 1 条に規定する基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集)

第 48 条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事会が決定するものとする。

(基金の拠出者の権利)

第 49 条 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。

(基金の返還の手続き)

第 50 条 基金の拠出者に対する返還は、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第 6 章 財産及び会計

(財産の種別)

第 51 条 当法人の財産は、基本財産及びその他の財産の 2 種類とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に基本財産として記載された財産
- (2) 設立日以後に基本財産として寄附された財産

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(財産の管理)

第52条 当法人の財産の管理・運用は、財務担当の専務理事が行うものとし、その方法は、理事会の決議により別に定める。

(事業計画及び収支予算)

第53条 当法人の事業計画及び予算書については、理事長が作成し、理事会の決議を経て、社員総会の承認を得なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

4 理事長は、第1項の事業計画又は予算を変更しようとするときは、社員総会の承認を得なければならない。

(事業報告及び決算)

第54条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が事業報告書及び計算書類並びにこれらの附属明細書（以下「計算書類等」という。）を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を得たうえで定時社員総会において承認を得るものとする。

2 当法人は、第1項の定時社員総会の終結後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第55条 当法人が資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の決議を経なければならない。

2 当法人が重要な財産の処分又は譲受けを行うときも、前項と同様の決議を経なければならない。

(会計原則等)

第 56 条 当法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

(剰余金の分配)

第 57 条 当法人は、事業によって生じた剰余金の分配を行わない。

第 7 章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第 58 条 この定款は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の決議により変更することができる。

(合併等)

第 59 条 当法人は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の決議により、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第 60 条 当法人は、一般社団・財団法人法第 1 4 8 条第 1 号及び第 2 号並びに第 4 号から第 7 号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の決議により解散することができる。

(残余財産の処分)

第 61 条 当法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、社員総会の決議により、当法人と類似の事業を目的とする公益社団法人若しくは公益財団法人又は特定非営利活動法人(特定非営利活動促進法第 44 条の認定を受けたものに限る。)に贈与するものとする。

第 8 章 事業部

(事業部)

第 62 条 当法人の事業を推進するために必要があるときは、理事会はその決議により、実施事業ごとに事業部を設置する。

2 事業部には、事業部長及び所要の職員を置く。

3 事業部長及び重要な職員は、理事会の承認を得て、理事長が任免する。

4 事業部の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会において別に定める事業部運営規程による。

第 9 章 事務局

(設置等)

第 63 条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び重要な職員は、理事会の承認を得て、理事長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会において別に定める事務局運営規程による。

5 事務局業務は、理事長が理事会の承認を得て外部にその業務の全部又は一部を委託することができる。事務局業務の全部を外部委託する場合には事務局の職員、組織、運営等の外部委託の内容については理事会の承認を得た業務委託契約に基づくものとし、第 2 項乃至第 4 項は適用しない。

(備え付け帳簿及び書類)

第 64 条 事務局には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(1) 定款

(2) 会員名簿（及び会員の異動に関する書類）

(3) 理事、監事の名簿

(4) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類

(5) 定款に定める機関の議事に関する書類

(6) 財産目録

(7) 各種規則

- (8) 事業計画書及び収支予算書
- (9) 事業報告書及び収支計算書等の計算書類
- (10) 監査報告書
- (11) その他法令で定める帳簿及び書類

第10章 情報公開

(情報公開)

第65条 当法人は、各事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告書並びにこれらの附属明細書（監事の監査報告書を含む。）を定時社員総会の日の2週間前の日から5年間、主たる事務所に備え置くものとする。

(公告)

第66条 当法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第11章 附則

(実施細則)

第67条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

(法令の準拠)

第68条 本定款に定めのない事項は、すべて一般社団・財団法人法に関する法律、その他の法令に従う。

(最初の事業年度)

第69条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成29年年3月31日までとする。

(設立時理事)

第70条 当法人の設立時の役員は、次のとおりとする。

設立時理事 井上 茂利

設立時理事	岩崎 正勝
設立時理事	濱元 真一
設立時理事	陰平 康則
設立時理事	稲見 秀行
設立時理事	角野 幸博
設立時理事	井上 輝美
設立時理事	長谷 憲明
設立時代表理事	井上 茂利
設立時監事	西垣 秀美

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第 71 条 当法人の設立時の社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりとする。

- | | | | |
|-------|---|----|----------------------------------|
| 設立時社員 | 1 | 住所 | 兵庫県三木市芝町 3 番 47 号キャッスルスクエア 102 号 |
| | | 氏名 | 井上 茂利 |
| | 2 | 住所 | 兵庫県三木市吉川町金会 99 番地の 4 |
| | | 氏名 | 岩崎 正勝 |
| | 3 | 住所 | 兵庫県神戸市垂水区舞子台 2 丁目 9 番 18—203 号 |
| | | 氏名 | 濱元 真一 |
| | 4 | 住所 | 兵庫県神戸市垂水区高丸 2 丁目 7 番 11 号 |
| | | 氏名 | 陰平 康則 |

- 5 住所 兵庫県三木市細川町垂穂 687 番地
氏名 稲見 秀行
- 6 住所 兵庫県芦屋市新浜町 4 番 24 号
氏名 角野 幸博
- 7 住所 兵庫県三木市緑が丘町西 4 丁目 11 番地の 17
氏名 井上 輝美
- 8 住所 東京都葛飾区東金町 7 丁目 1 番 8 号
氏名 長谷 憲明
- 9 住所 兵庫県三木市大村 356 番地
氏名 西垣 秀美

本定款は現行定款である

令和 5 年 3 月 31 日

兵庫県三木市緑が丘町 1 丁目 8 番地の 14

一般社団法人みらまち緑が丘・青山推進機構

印

代表理事

印